ナガエツルノゲイトウの防除対策について

令和８年１１月２日
熊本県農業技術課
農業革新支援センター

県内の一部地域で、難防除雑草ナガエツルノゲイトウの定着が確認されています。本種は、植物体断片からの再生・増殖・定着能力が高く、水路やほ場内で繁茂し水利や農業経営へ影響を及ぼすことが懸念されることから、特定外来生物に指定されており、駆除には特段の配慮が必要です。

つきましては、以下の点に留意し、発生がみられる場合には拡散防止対策を講じたうえで駆除を行うようにお願いします。

１　ナガエツルノゲイトウについて

（１）　特徴

南米原産で、ヒユ科の多年性雑草であり、世界各地の水辺で大群落を形成し問題となっています。日本でも、２０２６年までに３１都府県で発生が確認され、水路や水田等の水辺を中心に、その周囲の畦畔や農道等、様々な環境での生育が確認されています。

節を含む茎や根の小さな断片から容易に再生し、増殖することが可能です。一方で、日本での種子による繁殖は未確認です。

茎が中空となっているため植物体が水に浮きやすく、河川や水路の流域で分布を拡大します。

２００５年に外来生物法に基づき、特定外来生物に指定されました。

（２）見分け方

葉や花の付き方により、似た雑草と見分けることが可能です。

葉は節から対生（節から２枚出る）し、形は葉先に近い方の幅が広くなる到披針形、縁は細かいのこぎり状です。

花は、小さな花が集まった球状花で、１～４cm ほどの長さの花柄（花が付く軸の部分）があり、花柄は葉の脇から付きます。


ナガエツルノゲイトウ

２　駆除する前の準備

ナガエツルノゲイトウは特定外来生物に指定されており、拡散を防ぐために生きたままの個体の保管、運搬、放出等が禁止されています。このため、抜き取りや剥ぎ取りによって駆除し、他所へ運ぶ場合は、事前に環境省への所定の手続きが必要です。農業関係施設等で群落を発見した場合は、その場で抜き取らず、まずは各地域振興局農業普及・振興課へご相談ください。

なお、茎や根を含む植物体全てが完全に乾燥、又は腐敗し、死んだ（枯れた）個体は規制対象外となります。

３　駆除の方法について

（１）除草剤が使える場所（水田・畦畔等）

根や茎の断片からの再生を防ぐため、刈払い機の使用や抜き取りは行わず、根まで枯らすタイプの除草剤を使用して防除を行います。除草剤はラベルを確認し、使用方法に従って使用してください。冬季に地上部が枯れると除草剤による駆除ができなくなるため、降霜前までに除草剤を使用する必要があります。

（２）除草剤が使えない場合（水路・河川等）

抜き取り・剥ぎ取りによる除去を行う方法や陽熱処理による方法があります。

①抜き取り・剥ぎ取りによる除去

人力、又は重機により、地下部ごと除去します。茎が千切れやすいため、破片が残ったり流出したりしないような対策が必要です。また、使用した重機等は、付着した断片を除去するため、作業後移動する前に洗浄する必要があります。

②陽熱処理

夏季に、透明なビニールシートでナガエツルノゲイトウの断片が含まれる泥土を被覆し、１～３か月間、高温多湿かつ還元状態を維持することで、ナガエツルノゲイトウを泥土ごと処理します。実施するには、用地の確保や時期を検討する必要があります。

それぞれの手順について、詳しくは、国が作成している「ナガエツルノゲイトウ駆除マニュアル（農林水産省・環境省・農業・食品産業技術総合研究機構、令和７年３月改定）」に記載されています。マニュアル等を参考に、適切な手続きのうえ、駆除するようにしてください。

※「ナガエツルノゲイトウ駆除マニュアル」掲載アドレス

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kankyo/kankyo_hozen/nagae.html